

# 暮らしとお金の 耳より情報誌

2021年 夏号

SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256

Topic

## コロナ禍における相続税の実地調査の状況

2020年12月に国税庁と各税局（沖縄は国税事務所、以下、局）から、令和元事務年度（2019年7月～2021年6月、以下、元年度）の相続税調査等の状況に関する資料※が発表されました。局別の相続税の実地調査件数などをみていきます。

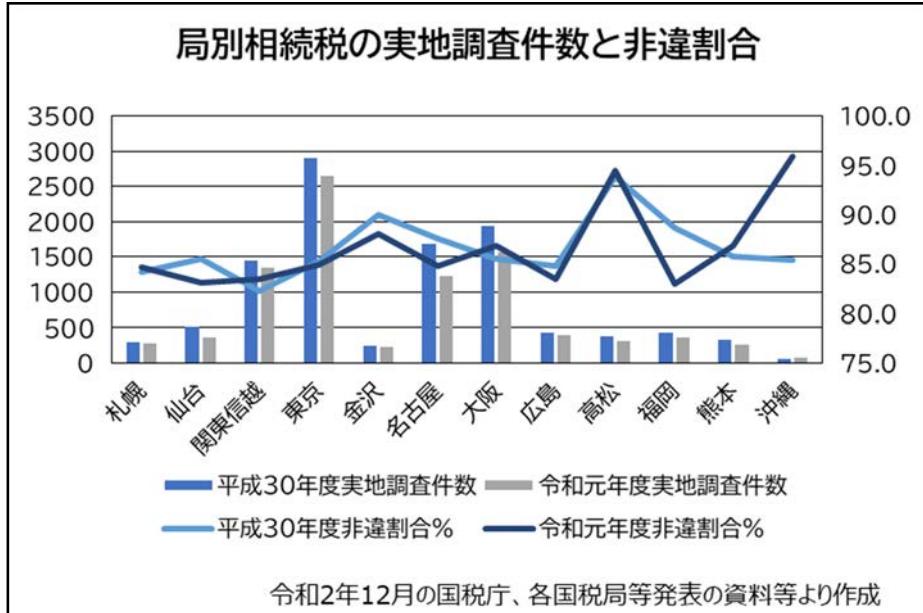


### 非違割合は80%以上に

元年度の実地調査件数は全国で10,635件と、前年度から14.7%減少しました。他方、実地調査件数に占める申告漏れ等の非違があった件数の割合（以下、非違割合）は、全国で85.3%と、前年度から0.4ポイントの減少です。

局別の実地調査件数と非違割合は右グラフのとおりです。実地調査件数は、すべての局で前年度より減少し、特に仙台と名古屋、大阪では20%以上の減少です。新型コロナウイルスの影響があるものと思われます。また、非違割合は沖縄と高松が高く、ともに90%を超えました。特に沖縄は30年度の85.3%から10ポイント以上増えています。

実地調査件数自体は減少しましたが、非違割合は全国的に大きな減少はありません。相続税の申告等で心配ごとがある方は、お気軽に当事務所にご相談ください。



\*国税庁「令和元事務年度における相続税の調査等の状況（令和2年12月）」<https://www.nta.go.jp/information/release/index.htm#org>

### ～2021年夏号 目次～

コロナ禍における相続税の実地調査の状況	..... 1
生前贈与、それとも相続。どちらが得なの？！	.. 2
相続人でない人が行う相続人の調査	..... 4

境界上にある塀の対処法	..... 6
マスク熱中症にご注意を！	..... 8

# 生前贈与、それとも相続。どちらが得なの？！

親から子や孫へ、夫から妻へ、毎年多額の資産の贈与を行い、贈与税を納めることで、相続税対策とする手法があります。相続税対策として贈与を行う場合の留意点を解説します。

## Question

相続より贈与の方が税金の負担が重いと聞いたことがあるのですが、毎年贈与税を納めて財産を移すことは、将来の相続税対策になるのでしょうか？

## Answer

贈与財産の額やタイミング等を上手くコントロールすることで、相続税対策になる場合があります。

### 贈与税とは

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間で贈与を受けた財産に課される税金です。

財産の贈与を受けた方（受贈者）は、その年1年間に贈与を受けた財産について、翌年3月15日までに贈与税を計算し申告納付します。

### 贈与税の計算

贈与税は、贈与を受けた財産の価額から基礎控除額を差し引き、税率を乗じて計算します。原則的な「**暦年課税**」の計算方法は、次の

とおりです。

- ① その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計する
- ② ①から、基礎控除額(110万円)を差し引く
- ③ ②に税率を乗じる

上記③の税率は贈与者と受贈者との関係（間柄）によって適用する税率は異なりますが（下表参照）、いずれも課税される価格（課税価格）が高くなればなるほど、税率が上がる『超過累進税率』を採用しています。

#### ● 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	特例税率(※)		一般税率(特例税率適用者以外)	
	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	10	—
300万円以下	15	10	15	10
400万円以下			20	25
600万円以下	20	30	30	65
1,000万円以下	30	90	40	125
1,500万円以下	40	190	45	175
3,000万円以下	45	265	50	250
4,500万円以下	50	415	55	400
4,500万円超	55	640		

※成年者が直系尊属(父母・祖父母等)から贈与を受けた場合に適用。義父母や義祖父母などからの贈与には適用されません。

## 相続税との比較

相続税も贈与税と同様、財産の価格から一定の控除額を差し引き、その残額に対して税率を乗じて計算をします。税率も『超過累進税率』ですが、下表のとおり、課税される財産の額が同じであれば、贈与税の方が相続税に比べて税率が高いため、見た目には贈与の方が不利と考えられがちです。

### ● 相続税の速算表

法定相続分に応ずる 取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700
2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

しかし、贈与税の暦年課税であれば、年間110万円の基礎控除があります。10年贈与をすることで、1,100万円分を課税されずに贈与することが可能です。



また、将来、相続税の税率が30%となるような場合には、贈与税として20%課されても、その差10%分の税負担が減ります。

さらに、贈与は相続と違い、贈与する財産の額や受贈者、**タイミングなどをコントロール**することができます。納付すべき税額、適用する税率を計画通りにコントロールできる点も、贈与のメリットの1つといえるでしょう。

## 贈与の留意点

ただし、贈与を行う際には次の2点に注意が必要です。

### 1. 連年贈与

連年贈与とは、当初約束した総額を数回(数年)に分けて贈与する、ということが約束されているような場合をいいます。この場合は、分割して贈与したそれぞれの額ではなく、当初約束した総額に対して贈与税を計算します。

### 2. 名義預金

単に預金の名義を変更しただけ、といった、実質の所有者が贈与者であることをいいます。

これらの他、相続開始前3年以内に相続人に対して行った贈与は、相続税の課税対象になります。したがって、直前の対策では相続税の課税を免れません。贈与はコツコツと長期間にわたって行うことで、大きな対策となります。計画的に進めることが大切です。

なお、贈与税には、贈与税・相続税を通じた課税が行われる「相続時精算課税制度」がありますが、ここでは説明を割愛しています。

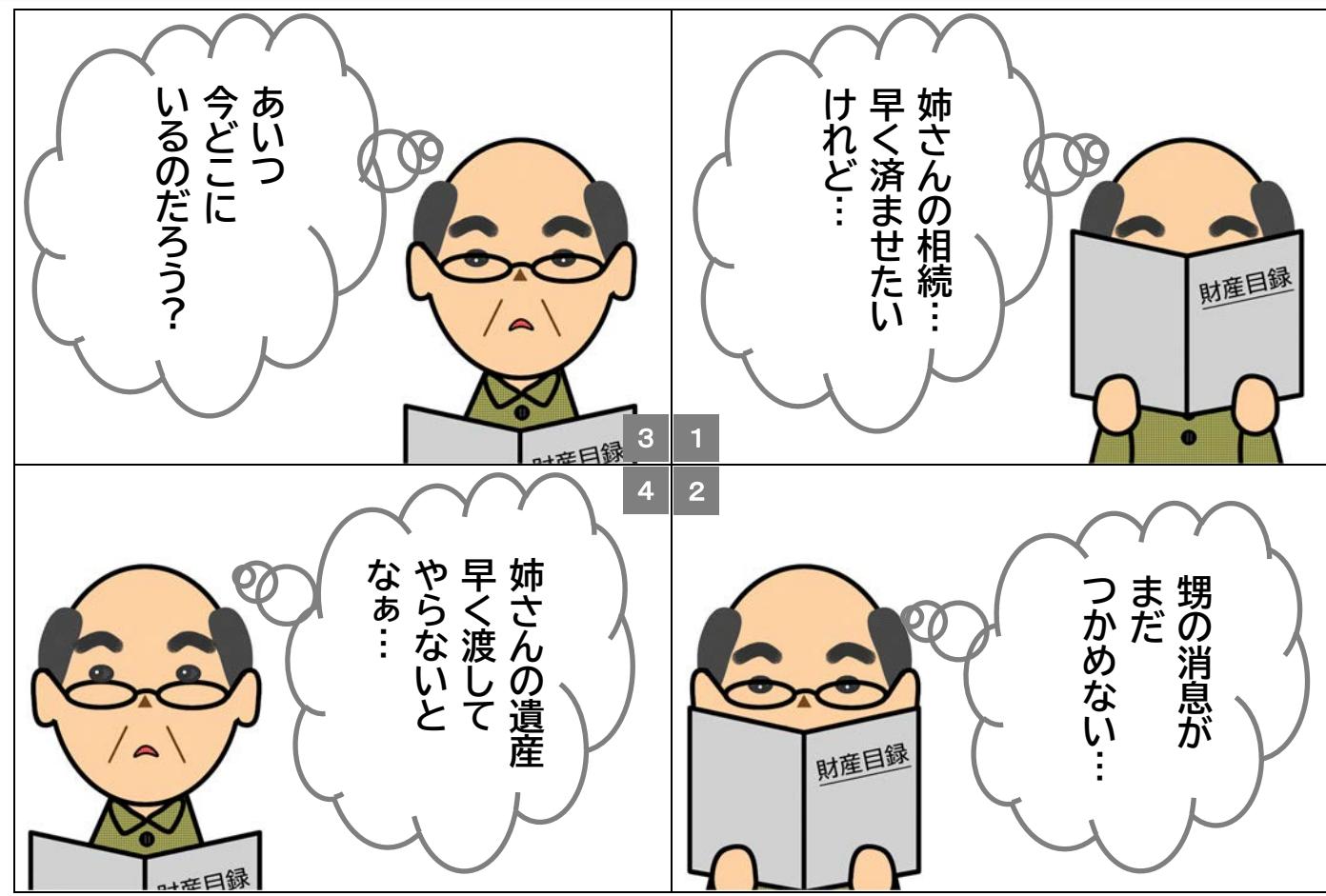
贈与と相続のバランスは、「贈与税」「相続税」という税金だけの問題ではなく、親族関係や、保有する財産の種類などによっても、判断が異なります。相続対策については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



参考：国税庁HP タックスアンサー「No.4408 贈与税の計算と税率（暦年課税）」「No.4155 相続税の税率」など

## 相続人でない人が行う相続人の調査

相続人に連絡が取れない等の事情により、相続人以外の人が相続人の調査を行う場合、どのように気を付けなければならないのでしょうか。相談事例を交えながら解説します。



### ケーススタディー

先日、姉が亡くなりました。

姉の夫は数年前に亡くなっており、姉の財産の管理は弟である私が行っていました。

姉には子がいましたが、長年交流がなく、所在も分からず連絡が取れません。

相続人である姉の子に連絡を取り、現在私が預かっている通帳などを引き渡したいので、先日、本籍のある市町村役場に相談したのですが、姉の戸籍は取得できませんでした。

私は戸籍を取得できないのでしょうか。



## ▼「義務履行のため」と理由を添えて…

あなたは相続人ではありませんので、「戸籍は取れません」と言われたのかもしれません。

一方であなたは、お姉様の財産を預かっていたとのことですので、管理していた財産を相続人に引き渡してあげないと、相続人は困ってしまうと思われます。



民法上も、**財産を管理していた人には相続財産を相続人に引き渡す義務がある**ため、「義務を履行するため」という理由を示すことで、お姉様の戸籍を取得することができると考えられます。

## ▼相続人以外が請求できる場合

あなたは義務なく事務の管理を始めた者（管理者）として、事務管理を行っていることになります（民法第697条）。

お姉様の事務管理者として、あなたは相続人に相続財産を引き渡す義務があります。

そのためには戸籍を取得して相続人に連絡を取る必要があります。よって、「自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」に該当し、戸籍を請求することができます（民法第700条、第701



条、第646条、戸籍法第10条の2第1項第1号）。

戸籍を、本人やその配偶者、直系尊属（父母・祖父母等）若しくは直系卑属（子・孫等）以外の者が請求できる場合は限定されており、特に事情がない場合は、ご兄弟であるあなたがお姉様の戸籍を請求することはできません。

あなたが戸籍を請求するためには、あなたが事務管理者であること、戸籍を必要とする理由等を示してください必要があります。



## ▼相続人の所在が分かったら？

戸籍を集め、相続人が明らかになったときには、当該相続人に相続財産の引き渡しを行ってください。

なお、あなたが相続人の代わりに固定資産税等の支払いをしている場合は、立て替えている金銭を相続人に請求することができます（民法第702条）。

## ▼困ったときは、ご相談を

戸籍を請求する際、請求者が相続人ではないため、市町村役場の窓口では、戸籍の依頼から発行までに、時間がかかる場合があります。

また、戸籍を集めた結果、面識のない相続人に連絡を取らなければならない可能性もあります。専門家へ相談されるとよいでしょう。

相続に関するお悩みは、まずは当事務所までお気軽にご相談ください。

# 境界上にある塀の対処法

相続する予定の土地の境界上に塀がある場合、どう対処したらよいでしょうか。ケーススタディーを通して、将来起こり得るトラブルを回避するための対策を考えます。

## ▼ ケーススタディー

築30年の実家と隣接地との境目にあるブロック塀は、境界の真ん中に建っており、外見上は共有のように見えます。両親は高齢で、相続時には私がその実家を相続する予定です。

私自身はお隣の方とはほとんど面識がないのですが、今のうちに何か対応をしておいたほうがよいことはありますか？

このような境界上にある塀については、まず境界線を確定させ、その上で塀の所有者を明らかにした後、その状況次第で対応策を考えていく必要があるでしょう。

## ▼ 2つの視点で対策を考える

最近建築された住宅ではありませんが、昔は境界上に、共有のような状態でブロック塀が建築されていることが多くありました。



こういった境界上にあるブロック塀等については、「**土地の境界**」と、「**ブロック塀の所有者**」に分けて考える必要があります。

### 1. 土地の境界

まず、土地の境界をはっきりさせます。具体的には、境界線が明確であるか否かを確認しましょう。

もし明確でなければ、土地家屋調査士へ依頼し、確定測量を実施することで、隣接地との境界線を確定させることができます。

## 2. ブロック塀の所有者の確定

境界線を確認した後、ブロック塀が境界線の内側か外側か、いずれにあるのか確認します。仮に、境界線上にブロック塀が存在したとしても、それをもってブロック塀が共有とは判断できません。あくまで「土地の境界」が確定しただけで、「ブロック塀の所有者」が確定したことにはなりません。

「ブロック塀の所有者」を確認する方法としては、まずこちらが所有者である根拠を確認します。建築当時の図面や注文書等、ブロック塀をこちらが建築した根拠を探します。そういう根拠がないければ、お隣の方に確認し、その所有者を確定していくことになります。

このとき、考慮しなければならないのは、次の2点です。

### 所有者不明の場合は？

一点目は、**所有者不明の場合**です。

実際には所有者確定の根拠となる書類はなく、また昔のことでこちらもお隣の方も覚えていないこともあります。そのような場合は、話し合いで「共有」とするのか、もしくはどちらかの所有とするのかを取り決めます。



「共有」の場合、維持管理費用は折半となります。どちらか一方の一存で取り壊すことはできなくなります。逆にこちらの所有の場合、維持管理費用はこちらの負担となります。建物取り壊し等の際には、自由に取り壊すことができるようになります。

### 越境に注意！

もう一つ考慮しなければいけないのは、「**越境**」についてです。

「越境」とは、建物や構造物が境界線を越えて隣接地内に存する状態のことを指します。今回のケーススタディーでも、仮に所有者を共有と取り決めた場合は、「共有のブロック塀が、相互の所有地に越境している」状態となります。

この場合、建物を取り壊し、更地として売却する際、共有のブロック塀が越境している状況を買主様に容認していただくか、もしくはブロック塀の撤去をお隣の方に容認していただく必要が生じ、共有であることが後の売却時に支障となる可能性があります。

今回のケースでは、ご両親の認識を伺う等して、ブロック塀の所有者確認の作業を開始されることをお勧めします。その上で、将来的な方向性も含めて専門家に相談なさるとよいでしょう。

将来の相続に不安のある方は、当事務所までお気軽にご相談ください。

# マスク熱中症にご注意を！

暑い季節に心配なのが熱中症ですが、マスクをしながらの状態では、さらなる注意が必要です。新しい生活様式を実践しながらも、マスクによる熱中症を予防する方法をご紹介します。

## ▼ 热中症とはどんな症状？

熱中症に陥ると、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、頭痛、吐き気などの症状がみられます。これら以外の症状でもいつもと違うと感じたら、すぐに涼しい場所で身体を休めましょう。

## ▼ マスク熱中症にならないために

マスクをしていると、していない場合と比べ**口元の温度が3度上昇**するといわれています。感染症予防と熱中症予防を両立させるにはどうすればよいのでしょうか。

### ✓ マスクをつけ続けない

- 気温や湿度の高い場所でマスクをするのは、たいへん危険な行為ですので、適宜はずすようにしましょう。マスク選びも、冷感性のあるものや息苦しくない素材など、工夫することが大切です。
- 運動や負荷のかかる作業をする場合はマスクをはずし、できるだけ人との距離をとってから行うようにします。
- 体調の変化や体温の上昇などを感じたら、すぐにマスクをはずし、休憩をとるようにしましょう。

### ✓ 暑さを避ける

- 室内でマスクをする必要がある時は、いつもより涼しい恰好を心がけましょう。
- エアコンの温度を1~2度下げるようにし、なるべく涼しい空間で過ごしましょう。
- エアコンを使用している時も、定期的に換気をするようにしてください。

### ✓ こまめに水分補給する

- のどが渴いたと感じる前に、こまめに水分補給するようにします。
- 1日あたり1.2リットルを目安に、水分(コーヒーや紅茶、お酒等は含まない)を摂るようにしましょう。
- 大量に汗をかいた時には、塩分が含まれる食品や清涼飲料水なども合わせて摂ってください。

### ✓ 体調管理をする

- 日頃から、毎日同じ時間(起床時等)に体温を測るようにし、自分の平熱を確認しておきます。感染症は37.5度で発熱とされていますが、平熱の高い人、低い人によって多少ブレがでてきます。体温が低くても体調が悪い時は、無理をせず休息するようにしましょう。
- 1日30分を目安に運動を続け、暑さに負けない体力づくりを心がけましょう。

自分自身のことだけでなく、目の前の人の様子がおかしい時には、すぐに休ませ、必要に応じ救急車を呼ぶようにしましょう。この夏は、平年並みか高いと予測されていますので、ご注意を。いつでもどこでもマスクをつけなければと自分や周りを追い込みます、しっかり自らの体調と向き合いながら、元気に夏を乗りきりましょう。

